

水道用水供給事業の料金算定について

町村行政の振興につきましては、常日頃、格別の御指導と御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、県内ほぼ全域に水道が普及した今日、埼玉県で実施している水道用水供給事業は、市町村が給水している水道水の約77.1%を賄っており、県民が将来にわたり安心・安全な水道水を使用する上で欠くことのできないものとなっています。また、良質な水道水の安定供給はもとより、不測の災害時における浄水の確保が求められており、県営水道の重要性は益々高まっています。

一方、景気低迷や雇用環境の悪化による地方税の大幅な減収が見込まれるなど、町村財政は大変厳しい状況にあり、また、地域経済や住民の生活はかつてないほどの苦境に陥っています。

このような中、県営水道の料金の値上げが行われれば、住民への料金転嫁は著しく困難であることから、町村財政に与える影響は非常に大きなものとなります。

つきましては、これら諸般の事情をご賢察いただき、この度の水道料金算定にあたっては、平成20年度～平成22年度の水道料金が据え置かれたのと同様に、引き上げが必要な状況であっても現行料金を維持されますようお願いいたします。

平成22年5月12日

埼玉県知事 上田清司 様

埼玉県町村会長
小沢信義